

大分県労働委員会規則第11条及び第12条の規定により、大分県労働委員会が実施した令和元年（平成31年）における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を、次のとおり公表する。

令和2年1月28日

大分県労働委員会
会長 須賀 陽二

1 不当労働行為事件

事件番号	請 求 す る 救 済 の 内 容	申 立 年 月 日	調 査 回 数	審 問 回 数	証 人 数	審 査 の 計 画 で 定 め た 日 数	計 画 変 更 に よ り 増 減 し た 日 数	処 理 日 数			終 結 年 月 日	終 結 状 況	備 考
								審 査 に 要 し た 日 数	和 解 に 要 し た 日 数	終 結 ま で に 要 し た 日 数			
平成 2 9 年 (不)第 1 号	- 被申立人は、平成29年1月16日付け文書で申立人が申し入れた団体交渉に誠実に対応しなければならない。 - 被申立人は、申立人組合員に対する解雇を撤回するとともに、同人を原職に復帰させなければならない。 - 被申立人は、申立人組合員が、解雇以降原職に復帰するまでに受けるはずであった賃金相当額及びそれに係る遅延損害金を支払わなければならない。 - ポスト・ノーティス	29. 8. 9	9 回	4 回	5 人	598日		625日	88日	713日	R1. 7. 22	全部 救済	
平成 3 1 年 (不)第 1 号	- 被申立人は、申立人が平成31年3月18日付け要求書で申し入れた団体交渉に応じなければならない。 - 被申立人は、申立人組合員を平成30年8月2日付けの医師の診断書に基づき復職させ、同人が受けるはずだった平成30年夏季賞与、同年冬季賞与及び平成31年4月から復職までの間の賃金相当額を支払うこと。また、平成30年4月24日付け出向命令の無効を認めること。 - ポスト・ノーティス	31. 4. 18	5 回									翌年 に繰 越	

事件番号	請 求 する 救 済 の 内 容	申 立 年 月 日	調 査 回 数	審 問 回 数	証 人 数	審 査 の 計 画 で 定 め た 日 数	計 画 変 更 に よ り 増 減 し た 日 数	処 理 日 数			終 結 年 月 日	終 結 状 況	備 考
								審 査 に 要 し た 日 数	和 解 に 要 し た 日 数	終 結 ま で に 要 し た 日 数			
令和元年 (不)第2号	・被申立人は、申立人と令和元年8月23日付けで署名した協定書及び暫定労働協約を有効なものとして、取り扱わなければならない。 ・被申立人は、令和元年8月27日付、協定書及び暫定労働協約の解約通告がなかったものとして取り扱わなければならない。 ・ポスト・ノーティス	R1.9. 9	3回									翌年に繰越	

2 調整事件

(1) 労働争議のあっせん

事件番号	区 分	調 整 事 項	申 請 年 月 日	調 査 回 数	調 整 回 数	処 理 日 数	終 結 年 月 日	終 結 状 況	備 考
令和元年 (調)第1号	あっせん	・団体交渉の促進	R1.10.24	3回	－	51日	R1.12.13	取下げ	
令和元年 (調)第2号	あっせん	・パワハラ及び退職強要への謝罪 ・自宅待機中の賃金の支払 ・退職理由を会社都合とすること	R1.10.24	2回	1回	58日	R1.12.20	解決	

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区 分	調 整 事 項	申 請 年 月 日	調 査 回 数	調 整 回 数	処 理 日 数	終 結 年 月 日	終 結 状 況	備 考
令和元年 (個)第1号	あっせん	・解雇の撤回	R1. 5. 8	2回	1回	66日	R1. 7.12	解決	
令和元年 (個)第2号	あっせん	・降格人事の撤回 ・懲戒処分 of 撤回 ・降給に伴う賃金の回復 ・名誉の回復	R1.10.28	2回				翌年に繰越	